

いじめ防止基本方針

(令和8年4月改訂)

上越市立高士小学校

上越市立高士小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

※「いじめ類似行為（後述）」に関しても同様に扱う。

- ① いじめの防止等の対策は、まず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨として実施する。
- ② いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組む。
- ③ いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(4) いじめの防止等の対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、訴防止に向け、使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応する。

- ① 保護者や学校運営協議会等と連携を図りつつ、全ての児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組める学校を目指す。
- ② 児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論する活動を支援することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくる。
- ③ 児童に対し、自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談する等、いじめをやめさせるための行動をとる意思を育てる。
- ④ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開する。
- ⑤ 相談窓口を家庭や児童に周知するとともに、児童に対して毎月の生活アンケートや教育相談を実施するなど、児童一人一人の状況把握を丁寧に行う。

- ⑥いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、早期解決に力を注ぐ。
- ⑦学校がいじめの疑いを発見又は通報を受けた場合は、できるだけ早く、いじめを受けたとされる児童の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する。いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様に対応する。

2 いじめ防止等に関する学校の取組

(1) 校内組織「いじめ対策委員会」

- ① 校内の複数の教職員（校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、担任等）に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する関係者（スクールカウンセラーや学校訪問カウンセラー等）により、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。
- ② 役割
 - ア いじめの解消に向けて、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するための中核となる。
 - イ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
 - ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
 - エ 問題行動等、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。
 - オ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめの有無の判断を行う。
 - カ 学校いじめ防止基本方針が機能しているか判断し、見直しを行う。

(2) いじめの防止

いじめの未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや心の通い合うコミュニケーション能力を育むことである。さらに、信頼できる周囲の友人や教職員との関係の中で、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団作りを行っていくことである。

そのために、高士小学校では以下の活動の充実を図る。

教育活動

- ①道徳教育や特別活動、人権教育、同和教育、子どもの権利学習等の教育活動を通して、いじめを生まない人間関係や集団づくり
- ②一人一人が達成感・充実感をもてるとともに児童が相互に関わり、互いに認め合い、高め合い、児童同士の絆をつくる授業づくり
- ③児童会活動や縦割り班活動、善兵衛学習を中核とした保護者や地域の人との交流活動、児童主体のあいさつ運動等、他者との交流や関わり合いによる社会性の育成
- ④「いじめ見逃しゼロスクール集会」など、児童が主体的に考え、議論する活動を通じた自治的能力や自主性の育成
- ⑤いじめをやめさせるための行動をとる意識の育成
- ⑥各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深める情報教育
- ⑦いじめ防止等の対策に係る教職員研修の実施
- ⑧発達障害等の特性に係る教職員の理解・専門性の向上
- ⑨SNS教育プログラム、自殺予防プログラムに沿った実践

◆年間活動

月	学校行事等	生活目標	生活アンケート・教育相談、権利学習等	縦割り班活動	・教職員研修等 ◇保護者・地域連携等
4	新任式・始業式・入学式 あいさつ週間 登校班会議 1年生を迎える会	・気持ちのよいあいさつをしよう ・仲よく力を合わせて取り組もう	・高士っ子のきまり ・ミニ生活アンケート、教育相談 ・保護者個別面談	縦割り班顔合わせ会 縦割り班清掃(年間) 学年あいさつ運動	・児童理解の会 ・いじめ防止基本方針 ・生徒指導全体計画 ◇PTA 総会、学年懇談会 ◇保護者個別面談 ◇学校運営協議会
5	あいさつ週間 合同体育祭 全校田植え プール清掃		・ミニ生活アンケート、教育相談 ・インターネット利用に関するアンケート	縦割り班あいさつ運動	◇PTA 環境整備作業
6	まつかぜラリー 体力テスト JRC 登録式 読書旬間 クラブ活動①② 学校保健委員会	・きまりについて考えよう ・新しいことに挑戦しよう	・学校生活アンケート、教育相談 ・新潟県 SNS 教育プログラム授業実施(全学年)	まつかぜラリーメッセージ交換 縦割り班読み聞かせ	・学校保健委員会 ◇フリー参観日
7	終業式 登校班会議 上越防犯の日		・長期休業前アンケート	縦割り班遊び	◇授業参観、学期末 PTA ◇高士小学校区青少年健全育成協議会
8・9	始業式 あいさつ週間 防災訓練教室 修学旅行 全校稲刈り クラブ活動③	・あいさつの輪を広げよう ・最後までやりとげよう	・ミニ生活アンケート、教育相談	縦割り班あいさつ運動	◇授業参観(親子家庭教育支援講座) ◇PTA 環境整備作業 ◇学校運営協議会
10	あいさつ週間 学習発表会 マラソン記録会	*「いいね!がいっぱい」の取組	・ミニ生活アンケート、教育相談	縦割り班あいさつ運動 学習発表会メッセージ交換	
いじめ見逃しゼロ月間・人権教育強調習慣					
11	読書旬間 いじめ見逃しゼロ スクール集会 高士っ子アドベンチャー	・温かい心で友達と過ごそう ・いじめを見逃さない・許さない心をもとう	・学校生活アンケート、教育相談 ・子どもの権利学習 ・いじめ問題に関する道徳授業	縦割り班読み聞かせ 高士っ子アドベンチャーメッセージ交換	◇授業参観 ・引き渡し訓練 ・学校研一斉研修
12	終業式 個別面談 登校班会議		・長期休業前生活アンケート ・新潟県自殺予防教育プログラム授業実践(高学年)	縦割り班遊び	◇保護者個別面談
1	始業式 あいさつ週間 知能検査	・あいさつ名人になろう	・ミニ生活アンケート、教育相談	縦割り班あいさつ運動	◇学校運営協議会
2	あいさつ週間 移行学級 縄跳びチャレンジ大会 登校班会議	・仲間と協力しようやりとげよう	・ミニ生活アンケート、教育相談	縦割り班あいさつ運動 長縄跳び大会 縦割り班遊び	
3	6年生を送る会 終業式 卒業式	・1年間を振り返ろう	・長期休業前生活アンケート	キャリアパスポートによる振り返り	◇授業参観、学期末 PTA、PTA 総会

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。この認識をしっかりとち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点で対応に努める。

- ① 児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないために、いじめ発見のためのチェックリスト等を活用し、得られた情報を迅速に共有する。毎週木曜「職員終会」時に児童理解の会を行い、全職員の共通理解を図る。
- ② 毎月、学校の実態に応じたアンケート調査や教育相談等で児童生徒一人一人の声を確実に聞き取り、いじめの実態把握・早期発見に努める。
- ③ 匿名によるアンケートの実施、自宅でのアンケートの記入、担任以外による相談窓口の設置など、児童が本音で伝えやすい場を工夫します。
- ④ 児童のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための教育相談週間を設定する。
- ⑤ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであると認識し、当該児童の心理的不安や自尊心への配慮を図りながら、報告を受けた教職員は迅速に対応する。
- ⑥ 各教職員は、学校基本方針にのっとり、いじめに関わる情報を適切に記録する。
- ⑦ 児童生徒や保護者に対して、いじめ相談体制を周知する。

(4) いじめへの対処

組織的な対応

- ① いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織において判断する。
- ② いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、組織的に早期解決に力を注ぐ。
- ③ いじめの疑いを感じた時、いじめを認知した場合は、直ちに管理職に報告する。また、児童本人や保護者からの訴えや相談は、些細なことであっても生活指導主任や管理職に報告する。管理職と生活指導主任は報告を受けた段階で、速やかに判断をして、関係職員に対応を指示していくことで、いじめの深刻化を防止する。なお、「重大事態」に当たる場合には、「IV重大事態への対応」に示した方法で対処する。
- ④ 各教職員は、いじめに関わる情報を適切に記録する。

いじめを受けた児童への対応及び支援

いじめを受けた児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上で、以下のような対応及び支援を講じる。

- ① いじめを受けた児童の心的な状況等を十分理解し、いじめを受けた児童や情報提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② いじめを受けた児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携しながら、いじめを受けた児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ③ いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ④ いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じる。

- ⑤ いじめが解消している状態とは、いじめの行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが少なくとも3か月程度の期間を要することを踏まえ、継続して十分な注意を払い、必要な指導・支援を行い、折に触れ状況を保護者に伝える。

いじめを行った児童への対応及び支援

いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、以下のような措置を講じる。

- ① いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ② プライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときや被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 「いじめを絶対許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全体の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むよう指導する。
- ② いじめを受けた児童の気持ちを考え、いじめは絶対に許されないことであることの認識を高める。また、いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- ③ いじめによって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童の声に耳を傾けるようにする。
- ④ いじめを受けた児童やいじめを行った児童のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある行動をするよう指導する。

(5) 経過観察と再発防止

- ① 「いじめが継続する」、「立場が逆転する」ことも十分想定される。保護者とも連携をとり、関係する児童の経過観察を行う。(担任)
- ② 必要に応じて、いじめ対策委員会を開催し、追加の支援策を講ずる。(生活指導主任)
- ③ いじめを受けた児童及び必要に応じていじめをした児童にカウンセラーの活用を促すなど、心のケアに努める。(生活指導主任)
- ④ 事例を検証し、再発防止・未然防止のための取組に生かす。(生活指導主任)

(6) 市教育委員会との連携

- ① いじめを認知した段階で、市教育委員会に報告するとともに指導・助言を受ける。(校長、教頭)
- ② いじめの全体像が明確になるまでは、その都度経過を報告する。(校長、教頭)
- ③ いじめの全体像が明確になった段階で、事故報告書を提出するとともに、いじめの再発防止に向けた学校の取組に対して指導・助言を受ける。(校長、教頭)

(7) 家庭・地域・関係機関等との連携

- ① P T A 総会等において、いじめの防止や早期発見に関わる学校の取組や児童の実態等の概要について保護者に説明する。
- ② 学校運営協議会や後援会等の会合の機会を通じて、いじめの防止や早期発見に関

わる学校の取組や児童の実態等の概要について地域住民に伝えるとともに、地域での児童の情報を聴取する。

- ③ 個別懇談や保護者アンケート等を通して、保護者からいじめに関わる情報を収集する。
- ④ 「いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組や家庭・地域から協力してほしいこと等を学校だよりで発信する。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨や内容について、家庭や地域に学校だよりやホームページを通じて周知する。
- ⑥ 児童生徒の健全な育成の観点から、警察と日常的な情報共有や相談ができるよう連携体制の構築に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。（校長、教頭）

(3) 報告後の対応

市教育委員会の指導・助言の下、次の対応を行う。

- ① 組織による調査体制を整える。（教頭）
※いじめ対策委員会を母体とし重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ② 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。（生活指導主任）
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。（教頭）
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告する。（校長、教頭）
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。（校長、教頭）

4 いじめ防止に対する自校の取組への評価

いじめ防止に向けた自校の取組が正しく機能を果たしているか確認するために、学校評価アンケートを利用して見直しをしていく。

- ① 1学期末と2学期末に学校評価アンケート（保護者・児童・職員）を実施する。
- ② 結果を「豊かな心プロジェクト」で分析し、改善策を検討する。
- ③ 職員会議で改善策を提案する。
- ④ 次学期や新年度から改善した取組を行う。

～組織対応図～

